

スイカ果実汚斑病の遺伝子診断の実施について

(平成24年4月 5日)

スイカ果実汚斑細菌病は、スイカ、トウガン及びメロンの苗や果実を腐らせて甚大な被害を与えるため、輸出国において栽培地検査が必要とされる病気である。

本年3月下旬に国内の育苗施設で栽培中のスイカ苗から本病によく似た症状が確認されたことから、植物防疫所が簡易検定を実施するとともに、この苗の由来を調べたところ外国から輸入された種子に由来する可能性が強く疑われるとのことである。

このため、植物防疫所では、特定の国のスイカ種子を対象として、遺伝子診断による輸入検査（モニタリング調査）を、輸入者の了解を得られたものについて緊急的に実施するとのことである。

なお、植物防疫所では、関係都道府県の協力を得て、種子や苗の販売先を調査し、感染の疑いのあるものの移動自粛を要請すること等により、国内における本病の蔓延防止を図っているとのことである。